

後期高齢者医療保険料の決定・高額療養費の上限額の変更について

問合せ先／住民課 (979-8111)

▼「保険料」

8月中旬に、平成28年中の所得を基に算出した保険料額を通知します。

▼「均等割の軽減」

所得の低い人や健康保険の被扶養

だった人で左の表の区分に該当する場合は、保険料が軽減されます。世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額の合計額が左の表に該当する場合は軽減措置の対象となります。所得の申告をしている人が対象になりますので、必ず所得の申告を行ってください。

※軽減の判定時には、保険料が発生する年の1月1日現在で、65歳以上の人の公的年金に係る所得からさらに15万円を控除します。

▼「所得割の軽減」

基準所得金額（被保険者本人の所得から33万円を引いたもの）が58万円以下の場合、所得割額が2割軽減されます。（収入が年金のみの場合、153万円以上211万円以下の人が該当）

後期高齢者医療高額療養費の上限額の変更

1か月間に支払った医療費が高額で、決められた上限額を超えた場合、申請することにより超えた分を「高額療養費」として支給します。また、8月～7月までの1年間の医療費が年間上限を超えた場合も対象となります。8月から上限額が変更になりますのでご確認ください。

保険料の算定 (平成28年度・平成29年度)

1人あたりの年間保険料額：限度額 57万円	
① 均等割額 (加入者全員が負担) →	39,500円
② 所得割額 (所得に応じて負担) →	$(\text{前年の総所得金額} - 33\text{万円 (基礎控除)}) \times 7.85\%$

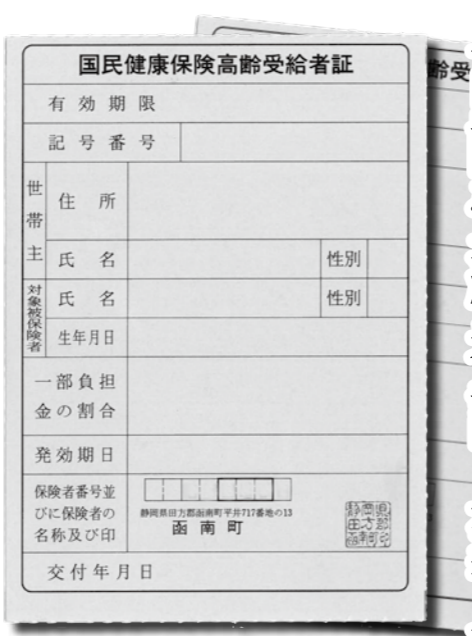
※所得割額は、前年中の所得金額を基に算出します。
 ※年度途中で加入、喪失した場合は、月割で算出します。
 ※年間保険料額は、①と②の合計額です (限度額 57万円)

均等割の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得合計額	均等割額軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	9割
33万円以下	8.5割
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数) 以下	5割
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数) 以下	2割

適用区分	外来 (個人ごと)		外来+入院 (世帯ごと)	
	変更前	変更後	変更前	変更後
現役並み (課税所得 145万円以上)	44,400円	57,600円	80,100円 + (医療費 -267,000円) × 1% (多数回 44,400円)	変更なし ※2
一般 (課税所得 145万円未満) ※1	12,000円	14,000円 (年間上限 144,000円)	44,400円	57,600円 (多数回 44,400円) ※2
住民税非課税	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	変更なし
	住民税非課税世帯 (年金収入 80万円以下)	8,000円	15,000円	変更なし

※1 世帯収入の合計が520万円未満 (1人世帯は383万円未満) の場合や「旧ただし書所得」の合計が210万円以下を含む。
 ※2 過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。



国民健康保険

高齢受給者証が変更

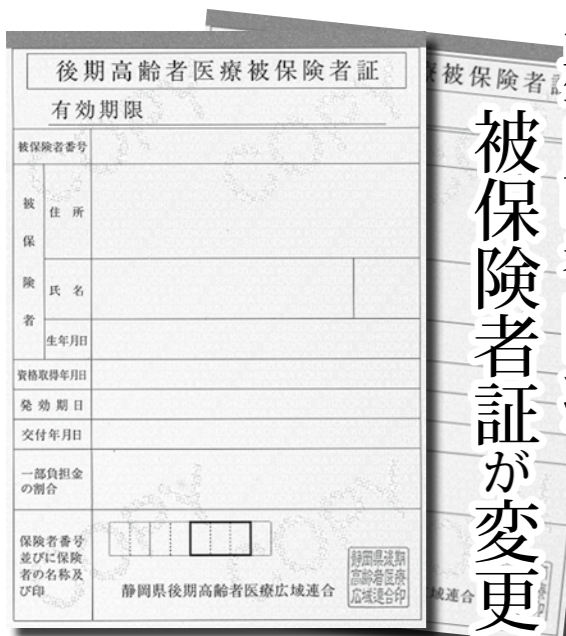
8月1日～ 「クリーム色」 に変わります

新しい受給者証が届いたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合 (1割、2割、3割)」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成28年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証) も受給者証同様、8月からは使用できなくなります。減額認定証の交付を希望する人で、まだ申請が済んでいない人は住民課で申請を行ってください。

※他の市区町村が発行する受給者証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課 (979-8111)



後期高齢者医療被保険者証が変更

8月1日～ 「藤色」 に変わります

新しい保険証が届いたら、住所・名前や医療費の「一部負担金の割合 (1割または3割)」などをご確認ください。この「一部負担金の割合」は、平成28年中の所得によって決まるので前回と異なる場合があります。

後期高齢者医療制度の限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証) も、8月からは使用できなくなります。「世帯全員が住民税非課税 (低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ)」の被保険者で現在、減額認定証をお持ちの人は、自動更新するため減額認定証の交付の手続きは必要ありません。

※県外の広域連合が発行する保険証をお持ちの人は、「保険者番号並びに保険者の名称及び印」の欄に表示のある市区町村にお問い合わせください。

問合せ先／住民課 (979-8111)

【お願い】

有効期限が過ぎた受給者証・被保険者証・減額認定証は使用できません。ご自分で処分する場合は、はさみで細かく切るなどして処分してください。また、住民課に返却することもできます。(個人情報が出ないように注意してください)